

2011年6月14日

日 本 銀 行

「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」の
制定について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、金融調節の円滑を確保しつつ、金融機関が、金融面の手法を一段と広げ、わが国経済の成長基盤の強化に向けて、さらに活発に取り組むことを支援するため、「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」を別紙のとおり制定することを決定しましたので、お知らせします。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 千 田 (03-3277-2800)

中尾根 (03-3277-3768)

成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則

1. 趣旨

金融機関が、金融面の手法を一段と広げ、わが国経済の成長基盤の強化に向けて、さらに活発に取り組むことを支援するため、「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.。以下「基本要領」という。）の貸付対象先が行う出資等（資本性を有する投融資をいう。以下同じ。）または動産・債権担保融資等（不動産担保および人的保証に依存しない融資のうち本行が適当と認めるものをいう。以下同じ。）に関して、基本要領に基づく資金供給を行う場合の取扱いについては、基本要領によるほか、この特則に定めるとおりとする。

2. 貸付期間

基本要領5.の規定にかかわらず、特に必要と認められることから2年以内の期間とする。

3. 借り換え

満期日における借り換えについては、基本要領7.（2）の規定にかかわらず、5.に定める貸付限度額の範囲内で1回を上限とする。

4. 貸付金額

貸付金額は、貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、基本要領8.の規定にかかわらず、5.に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

5. 貸付限度額等

（1）貸付総額の上限は、基本要領9.（1）に定める貸付総額の上限とは

別に、5,000億円とする。

(2) 貸付先毎の貸付額の上限は、基本要領9.(2)に定める貸付先毎の貸付額の上限とは別に、500億円とする。

(3) 基本要領9.(3)に定める貸付実行日毎の貸付総額の算定にあたって、本特則に基づく貸付実行額は対象に含めない。

(4) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9.(4)の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ. からロ. およびハ. を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。

イ. 当該貸付先が、基本要領11.に定める成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて、平成22年4月1日以降に実施した出資等および動産・債権担保融資等の残高

ロ. イ.の残高のうち、基本要領9.(4)に定める貸付限度額算出の根拠となっているものの残高

ハ. 当該貸付先に対する、本特則に基づく貸付残高

6. 貸付受付期限

5.(4)に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、3.に定める借り換えにかかるものを除き、平成24年3月31日以前に限る。

7. 成長基盤強化に向けた取り組み方針

基本要領別紙1.において「期間1年以上の融資または投資」とあるのは、「出資等または動産・債権担保融資等」と読み替える。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成28年6月30日をもって廃止する。